

東京都公安委員会規程第10号

特例施設占有者の指定等に関する規程を次のように定める。

平成19年11月15日

東京都公安委員会

委員長 豊 藏 一

特例施設占有者の指定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求及び同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項の規定による指示及び同条第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の公示等)

第2条 東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする施設占有者からの申請を受けた場合は、速やかに審査を行い、その結果を当該施設占有者に対し通知するものとする。

2 公安委員会が指定した場合は、施設占有者に係る遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第28条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（以下「公示事項」という。）を公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

(指定特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 公安委員会は、指定をした施設占有者（以下「指定特例施設占有者」という。）から公示事項を変更する旨の届出があった場合は、その旨を公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

(指定の取消しの公示等)

第4条 公安委員会は、施行規則第30条第1項の規定により、指定特例施設占有者の指定を取り消した場合は、その旨を当該施設占有者に対し通知するものとする。

2 前項に規定する場合においては、その旨を公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

(報告等の要求)

第 5 条 公安委員会は、法第 2 5 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出を求める場合及び同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求める場合は、書面により行うものとする。

(指示)

第 6 条 公安委員会は、法第 2 6 条第 1 項の規定による指示及び同条第 2 項の規定による指示を行う場合は、書面により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日から施行する。